

令和元年旭市議会第4回定例会委員会会議録目次

建設経済常任委員会 令和元年12月13日（金）

付議事件	1
出席委員	1
欠席委員	1
委員外出席者	1
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2
開会	3
議案の説明、質疑	4
議案の採決	2 2
所管事項の報告	2 5
閉会	2 6

文教福祉常任委員会 令和元年12月16日（月）

付議事件	2 9
出席委員	2 9
欠席委員	2 9
委員外出席者	2 9
説明のため出席した者	2 9
事務局職員出席者	3 0
開会	3 1
議案の説明、質疑	3 2
議案の採決	4 1
所管事項の報告	4 2
閉会	4 4

総務常任委員会 令和元年 12 月 17 日（火）

付議事件	4 7
出席委員	4 7
欠席委員	4 8
委員外出席者	4 8
説明のため出席した者	4 8
事務局職員出席者	4 8
開会	4 9
議案の説明、質疑	5 0
議案の採決	6 4
所管事項の報告	6 7
陳情の審査	7 0
陳情の採決	7 2
閉会	7 3

建設経済常任委員会

令和元年12月13日（金曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 1 号 令和元年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について
- 議案第 4 号 旭市下水道事業の設置等に関する条例の制定について
- 議案第 5 号 旭市下水道事業運営協議会条例の制定について
- 議案第 6 号 旭市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例の制定について
- 議案第 7 号 旭市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について
- 議案第 14 号 旭市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 15 号 旭市都市計画下水道事業受益者負担金に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 16 号 旭市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 19 号 旭市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 20 号 旭市下水道財政調整基金条例を廃止する条例の制定について
- 議案第 23 号 市道路線の変更について
- 議案第 25 号 専決処分の承認についてのうち本委員会所管事項について
- 議案第 26 号 専決処分の承認について

出席委員（5名）

委員長	宮内保	副委員長	高木寛
委員	佐久間茂樹	委員	林晴道
委員	平山清海		

欠席委員（なし）

委員外出席者（1名）

副議長 宮澤芳雄

説明のため出席した者（１６名）

副市長 加瀬正彦
農水産課長 宮内敏之
都市整備課長 加瀬宏之
水道課長 宮負亨
その他担当員 ８名

商工観光課長 小林敦巳
建設課長 加瀬博久
下水道課長 丸山浩
農業委員会
事務局 長 赤谷浩巳

事務局職員出席者

事務局長 高安一範
副主席 黒柳雅弘

事務局次長 池田勝紀

開会 午前10時 0分

○委員長（宮内 保） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

きのうは気温が20度近く、18度ぐらいで、きょうは10度ちょっとということで、非常に寒暖の差が激しくて、それこそこういうときには体調を崩して、風邪を引くような時期なんでしょうけれども、皆さんにおかれましては、非常に健康に注意されて、よろしく願いいたします。

ここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了解をお願いいたします。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了解をお願いいたします。

ただいまの出席委員は5名、委員会は成立いたしました。

それでは、建設経済常任委員会を開会いたします。

本日、議長に代わり宮澤副議長にご出席いただいておりますので、ご挨拶をお願いいたします。

よろしくお願いします。

○副議長（宮澤芳雄） 改めまして、おはようございます。

委員の皆さん、大変きょうはご苦労さまです。また、執行部の皆さんも大変ご苦労さまです。よろしくお願いします。

本日は13議案付託しております。慎重なる審議をお願いいたしまして、ご挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（宮内 保） ありがとうございます。

議案等説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、加瀬副市長よりご挨拶をお願いいたします。

○副市長（加瀬正彦） おはようございます。

本日は、建設経済常任委員会の開催、大変ご苦労さまでございます。

本日の委員会に審査をお願いいたします議案でございますが、先ほど副議長のご挨拶にもございましたとおり全部で13議案でございます。

内訳でございますが、予算関係が1議案になります。議案第1号、令和元年度旭市一般会

計補正予算の議決についてのうちの所管事項、それと条例関係が9議案、これは制定、一部改正、廃止というものがございます。議案第4号、旭市下水道事業の設置等に関する条例の制定、議案第5号、旭市下水道事業運営協議会条例の制定、議案第6号、旭市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例の制定、それと議案第7号、旭市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定、議案第14号、旭市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、議案第15号、旭市都市計画下水道事業受益者負担金に関する条例の一部を改正する条例、議案第16号、旭市下水道条例の一部を改正する条例、それと議案第19号、旭市水道事業給水条例の一部を改正する条例、議案第20号、旭市下水道財政調整基金条例を廃止する条例でございます。

次に、議案第23号、市道路線の変更についてでございます。

最後に、専決処分の承認、これが2議案ございまして、議案第25号、令和元年度旭市一般会計補正予算、このうちの所管する事項につきまして、それから議案第26号、令和元年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算でございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方からのご質問に対しまして、簡潔明瞭に答弁するよう努めてまいりますので、何とぞ可決承認くださいますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮内 保） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（宮内 保） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る12月6日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第1号、令和元年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第4号、旭市下水道事業の設置等に関する条例の制定について、議案第5号、旭市下水道事業運営協議会条例の制定について、議案第6号、旭市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例の制定について、議案第7号、旭市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について、議案第14号、旭市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第15号、旭市都市計画下水道事業受益者負担金に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第16号、旭市下水道条例の一部を改正する

条例の制定について、議案第19号、旭市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、議案第20号、旭市下水道財政調整基金条例を廃止する条例の制定について、議案第23号、市道路線の変更について、議案第25号、専決処分の承認についてのうち本委員会所管事項について、議案第26号、専決処分の承認についての13議案であります。

初めに、議案第1号中の所管事項について補足説明がありましたらお願いいたします。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） 議案第1号、令和元年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち、農水産課所管事項につきましては、本会議における説明以外にはございませんので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（宮内 保） 都市整備課長。

○都市整備課長（加瀬宏之） 都市整備課が所管する事項の補足説明は特にごございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長（宮内 保） 担当課の説明は終わりました。

議案第1号について質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（宮内 保） 特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

続いて、議案第4号について補足説明がありましたらお願いいたします。

下水道課長。

○下水道課長（丸山 浩） 議案第4号、旭市下水道事業の設置等に関する条例の制定につきましては、本会議において説明申し上げたとおりで、ほかに補足して説明する内容はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長（宮内 保） 担当課の説明は終わりました。

議案第4号について質疑がありましたらお願いいたします。

ありませんか。

佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） おはようございます。

本会議でちょっと聞こえなかったんですけども、この条例の目的といいますか、結構いっぱいあるんで、まず最初、目的、これによって下水道事業がどういうふうになるのかというのを、もう一回ざっとでいいですから説明してもらいたんですよ。

○委員長（宮内 保） 佐久間委員の質疑に対し答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（丸山 浩） 本会議の説明が不明瞭ということで、大変申し訳ございませんでした。改めて補足説明をさせていただきます。

条例の冒頭に書いてございます。今回は地方公営企業法の全部適用ということで、大変申し訳ありません。法の想定する部分で、大きな柱が2つございます。それが独立採算を根拠とした経済性の発揮、それともう一つが公共の福祉、それら2つを柱に掲げておりまして、地方公営企業法の規定するそれを条例化することによりまして、大変おくれればせながら、下水道事業についてもそれらの趣旨にのっとり、今後の事業展開をいたしたいということでございます。

○委員長（宮内 保） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） 目的は分かるんですけども、じゃ、具体的にちょっと聞いちゃいますね。

この下水道事業は公共下水道事業と農業集落排水事業、2つ入っていますけれども、これは公営企業適用で会計は1本立てになるのですか、それとも2本ですか。

○委員長（宮内 保） 佐久間茂樹委員の質疑に対し答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（丸山 浩） ご質問の点、2つの事業がそれぞれ地方公営企業法の適用を受けますが、令和2年度それぞれ従来どおり特別会計が2つ、それが地方公営企業会計それぞれの2つの会計を持つということで予定しております。

○委員長（宮内 保） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） そうすると、今、下水道事業は下水道課でしょう。農業集落排水事業は農水産課だよね。この所管は変わらないんですか。

○委員長（宮内 保） 佐久間茂樹委員の質疑に対し答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（丸山 浩） すみません、説明がうまくできませんで、大変申し訳ございません。

お尋ねの件でございますけれども、いわゆる事業の移管を農業集落排水事業が今、農水産課で所管しております。それを下水道課で受けるということで、所管替えを予定しております。よろしくお願いします。

○委員長（宮内 保） 佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） この文書の中で、これは中央病院のときにも話があったと思うんだけど、第4条の下水道事業に管理者を置かないものとするを書いてありますよね。それで、3ページの情報公開条例の一部を次のように改正するということ、あるいは5番ね。6番目に水道事業管理者と。これ6番目もそうなんだけれども、管理者を置かないものとするを書いておいて、下水道事業管理者と出てくるのは変な感じがするんですけども、この辺はどうなんですか。

○委員長（宮内 保） 佐久間茂樹委員の質疑に対し答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（丸山 浩） 今お尋ねの件でございます。

この辺も地方公営企業法の中で定例化している条文でございますして、一定規模以下の事業においては管理者を置かないという判断ができます。

それで、なぜ管理者を置かないのという点でございますが、これは建前論になってしまうんですが、そもそも地方公共団体の長より独立した組織となりますので、本来管理者を置くのが本来の姿で、ただ諸般の事情により管理者を置かないことができると。その場合には地方公共団体の長がその職務を行うということで、あくまでも地方公営企業法の全部を適用するという中でそういったそごといえますか、行き違い、解釈の点はございますが、そういった意味での表記でございます。

○委員長（宮内 保） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） そうすると、3ページの水道事業管理者、これは市長だよ。だから、情報公開条例のほうにこれを加えると書いてあるんだけど、分かりやすく、もうちょっと例えば括弧で市長とかね。条文で、第4条で管理者を置かないものとするとして書いておいて、情報公開条例で水道事業管理者と出てくるのは、ちょっと分かりにくい感じがするんだよ。だから、括弧して市長とかね。課長のおっしゃっていることは分かる。中央病院のときもそうだったけれども、やっぱり文言としておかしいなって感じるんだよ。じゃ、それはそういうことで。

第5条は分かりにくいんで、第5条、第6条か。これ具体的にどういう話なのかな。要するに、公営企業に移管するに当たって、バランスシートの資産関係なんだろうと思うんだけど、ちょっと具体的に分かりやすく説明してもらえるとありがたい。

○委員長（宮内 保） 佐久間茂樹委員の質疑に対し答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（丸山 浩） では、まず第5条でございます。

表題に重要な資産の取得及び処分ということで、この辺はやはり法の明文化されたものでございますが、出典としましては、ここにありますように地方公営企業法33条第2項の規定により、予算で定めなければならないとされているものでございます。それが重要な資産の取得及び処分の項目でございまして、それらの種類と金額につきましては、ここにありますようにちょっと金額だけ申し上げますと、2,000万円でありますとか、1件5,000平方メートル、こういったものがございまして、これはやはり法の規定によりまして、同法施行令第26条の3の別表の中で明文化されております。これを条例化したということでございます。

続きまして、第6条でよろしいでしょうか。続けまして説明申し上げますと、地方公営企業法の適用によりまして、職員の身分が長より独立した企業職員になる中で、職務上、賠償責任等を想定した中で、その制限といいますか、無限責任を負うという部分がちょっと無理がありますので、やはりこれも法の規定の中であらかじめこれを定めるということで、これを条例で明文化するという意味で設けさせていただいた条項でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮内 保） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） 今年の予算で公営企業会計のために、それぞれ700万円くらい出ていますよね。それぞれ別にやっているわけでしょう。それは今どのくらい進んでいるか。

というのは、要するに公営企業化するに当たって、特に最初の資産、負債、それなんだろうと思うんだけど、それはどの辺まで今進んでいるんですか。それがあると分かりやすいんだよね。こうやってやるんだとちょっと分かりにくいから、その辺、どの辺まで進んでいるんですか。もうかなり進んでいるんでしょう。そういった資料を出してもらえれば、あれば出してもらえばそのほうが早い、話がね。

○委員長（宮内 保） 佐久間茂樹委員の質疑に対し答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（丸山 浩） 議員ご指摘のとおりでございます。そういったものがちょっと今まさに予算編成の中で、この2年間をかけまして、公営企業に引継ぐべく固定資産、これの帳簿の原価と既に償却済みのもの、そういったものの精査を今行っているところで、ほぼ9割以上、100%近くの進捗でございますので、今後、来年度当初予算には当然それを間に合わせなければなりませんので、その最終調整に入っている状況でございます。今議会でちょっとそれはお示しできなかったのは、申し訳ございません。

○委員長（宮内 保） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） というのは、今、下水道ってだいたい5億9,000万円、年間6億円だよ。そのうち一般会計の繰入金が約4億円、借金の返済が約4億円だよ。中身2億円ないんだよ。それで、この返済状況を見ていると、あと10年もすれば、何もしなければだよ、新たにやれば別だけれども、あと10年もすれば借金もかなり減っちゃうわけだよ。毎年4億円を返しているんだから。わざわざ新たに別に会計を公営企業に変える必要があるのかなと思っていたの。ただ、やはり少しでも利益を出すという話であればいいけれども、それなんだよね。だから、そう思っていたから、これによって公営企業会計にすることによって、例えば人件費が、人間が増えるとか、そういう話があっちゃ困るなと思うんだけど、逆に減らすんだったらいいけれども、その辺の見通しというのは、課長はどうやって考えているんですか。

○委員長（宮内 保） 佐久間茂樹委員の質疑に対し答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（丸山 浩） まさしくご指摘のとおりでございます、なぜこのタイミングで地方公営企業法の適用を行うのか。その辺は下水道事業特別会計の時点で、議員の皆様より今の繰り出しも含めて今後の展望についてご質問をいただいていたように記憶しております。

今このタイミングでこれを透明化、そういった数値化することが可能な公営企業法の適用を行うのは、まさしく大変おくれればせながら、これから自分の足元を見据えて、対市民の方にもこの現状をお伝えした中でどういう方策がとれるか、まさしくスタートラインに立ったということで、担当課としては考えております。

歳入の6割が一般会計からの繰り出しでございます。ですから、経営という点では、今申し上げられる点はございませんが、そういうものをさまざまなものを明らかにした中で、今後何ができるかということで考えております。今後の展開ということでご理解いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮内 保） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） そういう意味では、下水ですから、確かに今かなり持ち出しで、年間4億円くらい持ち出ししているわけだから、できるだけそれはないようにと。あまりこれ以上金を使わないでほしいという気持ちはあります。

反面、かなり長期的に見れば、下水だから、環境整備だからある程度、また10年、20年先にいつて地下水汚染とかなんかいろいろ話が出てくる可能性がある。どうしてもこの下水道

事業というのは、なくしちゃうわけにはいかないんだろうと思うんですよね。ただ、毎年毎年継ぎ足し継ぎ足しではしょうがないということで、公営企業化というのもいいんだろうと思うんですけれども、それによってあまりにも人件費がかかる、手間暇かかって費用がかかるんであればまずいかなと思うんですよね。

それに当たって、例えば結構関連があるので、そうすると今これが出てきたら、例規集の1巻の102ページだけれども、この辺なんかもみんな直していかなくちゃいけないですね。これによって例規集の中でかなり訂正するところがあると思うんですけれども、どのくらいのところがありますか。

○委員長（宮内 保） 佐久間委員の質疑に対し答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（丸山 浩） 委員お尋ねなのは、本条例のほかにとということで、ちょっとすみません、今すぐ出ませんが、この下に公営企業になりますので、一般の部局の規則に相当するものを規定として整備し直す必要がございます。それが、ほぼ20件くらいを想定しております。その辺を例規担当と今詰めているところでございます。

○委員長（宮内 保） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） 例えば、これ去年の例規集、1番目の91ページだけれども、これ下水道課だけれども、水道課は入っていないんだよね。これ企業だから出ていないのかな。91ページ。

○委員長（宮内 保） 下水道課長。

○下水道課長（丸山 浩） すみません。後手後手ということで、大変申し訳ございません。

お尋ねの行政通則の中の機構の部分でございしますか。

（発言する人あり）

○下水道課長（丸山 浩） それぞれ表題が分かりますでしょうか。

（発言する人あり）

○下水道課長（丸山 浩） 今、委員お尋ねのさまざまな本条例以外の関連する……

（発言する人あり）

○下水道課長（丸山 浩） ご指摘のとおり、本定例会には担当課の条例のみでございまして、企業職員等の設置に係る水道事業との統合、一般部局とのすみ分け、それにつきましてはち

よっとタイミングがずれますけれども、人事の関係もあるので、3月ということで担当課は伺っております。それで……

(発言する人あり)

○下水道課長（丸山 浩） ご指摘重々賜りました。

今後の予定としましては、3月に一括の条例として出るということで伺っております。よろしく願いいたします。

○委員長（宮内 保） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） 要するに、公営企業会計するに当たって、例えば30年度の決算、スタートは31年度末になるのかな。30年度末で作っている、今。損益計算とか、バランスシートとか。それを出してもらえばいいんですよ。それがあると分かりやすいので。それですみません、お願いします。

○委員長（宮内 保） 佐久間茂樹委員の質疑に対し答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（丸山 浩） 再三の計数の不備といいますか、提示できなかったことについておわび申し上げます。

まさしくそれは今、特別会計の本年度の決算の結果を新たな公営企業に引継ぐための措置をしているところでございますので、今ちょっとお示しできなかったのが、申し訳ございません。その準備はしております。

○委員長（宮内 保） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） 本年度の決算ってさ、出てくるのは9月でしょう、31年度は。だよね。早くても5月や6月でしょう。だから、30年度の。

○委員長（宮内 保） 佐久間茂樹委員の質疑に対し答弁を求めます。

副市長。

○副市長（加瀬正彦） まず、大前提として、下水道事業、農業集落排水事業、こういった下水事業については、特定目的事業ということで、従来から特別会計でいわゆる単式の簿記による処理をして、一般会計と同じような形の内容で処理をしてきました。

ただ、国においては、こういった収益を得つつ事業をするもの、こういったものについては公営企業会計への移行をなさいと。それがあって、来年の4月がある程度のリミットでありました。ですから、何年か前から調査をずっとし続けてきた。

それと併せて、市町村の単式簿記によるものであると、一般会計も含めて財産の内容であ

るとか、いわゆる貸借対照表に係る部分が分かりづらいと。そういうことがあって、実は国のほうは平成21年ごろから財務4表を作りなさいということがあって、それで全体の財務4表を出している。その中で、おおむねの区分けはほぼできていたということがあります。だから、その財務4表の中に、実際には下水道も農業集落排水もみんな入ってはいます。それを細かく区分して、数字に間違いがないかどうか全部洗い出してやっているという状況であります。

それについて、ずっと今年度の700万円の予算の中で調査をしている。それは本来1,400万円かかるものを農業集落排水と下水道それぞれ折半して負担してもらっている、そういう状況であります。ですから、このところについてはある程度国の方針もあって、市町村も従わなきゃいけないのかなという、そういう流れの中で来ている。

それと、それぞれの条例の改正、これはほぼ洗い出してあって何が必要か。実は水道企業、水道は企業でやっていますので、その条例があって、その規定があって、それに倣った形で直していけば、それほど大きな問題ではない。

あと、定数については、全体の職員の中で変わるものではないので、あくまでも一般会計の職員の数が減って、企業の数が増えるという、ただ単にそういう状況の中だけなので、それほど例規の中の直しというのは、大変ではありますけれども、委員おっしゃるような物すごい手間というそういう中ではないという、そういうことでありますので、私、補足して答弁させていただきました。

○委員長（宮内 保） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） 副市長のおっしゃるのはよく分かるんですけども、確かに国の指示だという、指導だという話だけでも、これによって国から特に金 coming しているわけじゃないでしょう。だから、その辺で。ただ、公営企業年鑑を見ると、全部が全部入っているわけじゃないよね。各市町の公営企業が。今どのくらい進んでいるんですか。

○委員長（宮内 保） 佐久間茂樹委員の質疑に対し答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（丸山 浩） 令和2年4月ということで、5年間の取り組み期間を国から示された中で、千葉県におきましては、令和2年、旭市を含めて18市町村、これが移行に向けてまさに今準備中でございます。それで、ほぼ全ての下水道事業体、公共下水道の事業体が令和2年4月より移行するというように伺っております。

○委員長（宮内 保） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） 結構関連があつてあれなんですけれども、趣旨は分かるので、別に反対しているわけではないんですけれども、やっぱり条例、規則関係も整備、合わせていかなくゃいけないだろうと思うので、よろしくお願いします。この後も6号、7号と結構あるので、取りあえず要望にして、以上で。ありがとうございます。

○委員長（宮内 保） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（宮内 保） 特にないようですので、議案第4号の質疑を終わります。

続いて、議案第5号について補足説明がありましたらお願いします。

下水道課長。

○下水道課長（丸山 浩） それでは引き続きまして、議案第5号でございます。旭市下水道事業運営協議会条例の制定につきましては、本会議において説明申し上げたとおりでございます。ほかにございませんので、よろしくお願いいたします。

○委員長（宮内 保） 担当課の説明は終わりました。

議案第5号について質疑がありましたらお願いします。

佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） 悪いけれども、取りあえず質問することによってやっぱり理解が進むんだろうと思うので、よろしくお願いします。

4号の条例が出てきたら次々こういう条例が出てくるんでしょうけれども、この条例は前の条例を廃棄して、新たにこの条例を作ったんですね。そうですね。122号を廃止すると。日額はいいいんですけれども、この中の4条。前の条例では9になっていまして、1,743ページで、例規集。そっちでは3条になってるものね。これで産業関係者2人以内、住民代表7人以内。今回は8人で公益を代表する者3人、学識経験者が1人、住民代表者4人以内ということになっているんですけれども、これをこういうふうに変えたのは何か理由があるんですか。

○委員長（宮内 保） 佐久間茂樹委員の質疑に対し答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（丸山 浩） ご質問の前条例における委員数から減っているという部分でございますが、事情を申し上げますと、ほぼ20年間、前委員会で審議を行っていただきましたが、やはり創設の事業の中で設けられた協議会でございますので、下水道料金等の審議のみということで目的が限定されておりました。

今回は農業集落排水も含めた先ほど来出ております公営企業法の適用によります運営、そういうものも入れたいということで組み直しまして、内容を精査した中でそのような構成になりました。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮内 保） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） 多分、第6号が要するに増収計画なんだろうと思う。私思うにね。次の第6号はね。そのためのこれ第5号、準備なんだろうと思うんですけども、多分。そんな感じがするんだよね。ただ、これで例えば公益を代表する者、あるいは学識経験者って、具体的にはある程度見当はつけているんでしょう。どんな人が。

○委員長（宮内 保） 佐久間茂樹委員の質疑に対し答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（丸山 浩） 今のご質問でございます。

本会議でも申し上げましたように、この発足が1月1日条例の適用をいただいて、新年度予算、これを審議いただきたいというのがございまして、整備は急いでいるという実情はございます。

それで、現段階の想定でございますけれども、従来の公共下水道事業、それと農業集落2つの事業を併せてご審議いただきますので、公益の方には従来の産業界の方、それと地域の代表の方、それで3名、あと学識の方につきましては、やはり技術的な面もそうですし、経営的な面も出てきますので、やはりそういった下水道という部分で広く見識のある方をお願いしたいなど。最後になって恐縮ですが、住民代表の方はやはり受益を、実際使っていらっしゃる方、それを基本としまして、下水道ということを広く認識していただく意味で、幅広い意見をいただきたいということで今考えております。

○委員長（宮内 保） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（宮内 保） 特にないようですので、議案第5号の質疑を終わります。

続いて、議案第6号について補足説明がありましたらお願いします。

下水道課長。

○下水道課長（丸山 浩） それでは続きまして、議案第6号でございます。旭市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例の制定につきましては、本会議におきましてご説明申し上げたとおりでございます。ほかにございませんので、よろしくお願いいたします。

○委員長（宮内 保） 担当課の説明は終わりました。

議案第6号について質疑がありましたらお願いいたします。

佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） 第2条の区域外流入ということで、その受益者。これについては、把握はできているわけですね。どのくらいの面積で、どのくらいの受益者がいて、どのくらいの負担を求めるつもりなのかということをつかえれば。

○委員長（宮内 保） 佐久間茂樹委員の質疑に対し答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（丸山 浩） それでは、今のご質問でございます。

担当課としては大変申し訳ありません。今のご質問と全く逆の想定で条例整備でございます。都市計画施設であります下水道事業、これが旧旭市の中の都市計画の区域内で展開することはもちろんでございますが、その中で下水道の具体的な整備地域を定めるというのがございます。それが従来からご説明しています旭駅を中心とした202ヘクタール、これが現在公示をしてあります供用開始済み区域でございます。

要は、平成27年度をもって面工事を休止しておりますので、今後それ以外のエリアの接続が難しい中で、その202ヘクタールの外、そこから例えば道路を挟んで前と後ろでエリア分けがされてしまった場合に、物理的に接続が可能なものをお断りすることになってまいりますので、そういった場合の条例整備でございます。

ですから、202ヘクタール以外の部分を想定しての取り組みということではございますが、具体的な件数、金額を今想定しているものではございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮内 保） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） ちょっと今よくまだ分からないんですけども、これによって分担金の徴収と免除という話なんだけれども、これをやることによってどのくらい収入の変化というか、ありそうなんですか。

○委員長（宮内 保） 佐久間茂樹委員の質疑に対し答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（丸山 浩） すみません、同じ話で、私の説明不足ということで、今現在、区域外から流入するものを想定して幾らという試算をしているわけではなく、本体の区域内の整備が進まない中でエリアの拡大ができませんので、その周辺から申し込みがあったときに対応するというので、受け身という立場でちょっとご理解いただければと思います。今攻めの立場で周辺に何件、何平米、幾らいただけるからということよりも、本趣旨はそういう

ことでの整備でございます。

○委員長（宮内 保） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（宮内 保） 特にないようですので、議案第6号の質疑を終わります。

続いて、議案第7号について補足説明がありましたらお願いします。

水道課長。

○水道課長（宮負 亨） 議案第7号、旭市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定についての補足説明についてでございますが、本会議において補足説明申し上げたとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（宮内 保） 担当課の説明は終わりました。

議案第7号について質疑がありましたらお願いします。

佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） 下水道等が間に入っちゃったからあれなんですけれども、この中で第14条、15条、企業の経営状況を考慮して支給すると書いてあるんですよ、期末手当。15条の勤務成績に応じかつ企業の経営状況を考慮して支給すると。企業職だからかどうか知らないんですけれども、この状況を考慮しと、誰が考慮するんですかね。それで、多分これを適用されたことはないんじゃないかというような気がするんですが、過去にあるんですか。

○委員長（宮内 保） 佐久間茂樹委員の質疑に対し答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（宮負 亨） これに基づいて考慮して支給の云々につきましては、私のほうでは申し訳ないですが、把握はしておりません。

これにつきましては、水道法の今まで旭市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例がございまして、この内容については一般職の給与条例と全く同じ内容となっております。14条、15条について、今回は直しておりません。今回はあくまでも、本会議でご説明申し上げましたように、4月から下水道事業が公営企業に移行することと、あと任期つき職員の関係で、本来でありますと内容的には改正なんですけれども、条文の条例につきましては新規、水道事業という部分を削除しまして、公営企業の職員一本にするために新規制定ということになりましたので、よろしくお願いいたします。

○委員長（宮内 保） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） 多分、企業職員ということで、だから今まで下水道だったんですけれ

ども、下水道担当も今度企業職員になるんですね。そのために、そうすると例規集の一番最後のほうに水道関係のが相当あるよね。公営企業、旭市水道企業職員就業規程とか、2,299から2,500くらいまで、水道関係の規則だよね。全部水道がついちゃっているから、多分下水道が入ったら、これ水道を取るのかなというような気がするんだけど、その辺の上下水一緒になっちゃったからだけでも、下水のほうの給与体系とか、規則というのは、まだできていないわけでしょう。これで統一してくるわけでしょう、多分。この辺もみんな変えてこなきゃいけないよね。上のページだけでも、旭市水道事業運営なんとかというのは。

○委員長（宮内 保） 水道課長。

○水道課長（宮負 亨） 水道事業につきまして、その他につきましては、下水道とは別々になりますので、水道のほうは改正はいたしません。あくまでも今回は企業条例につきまして、公営企業という形で下水道と一本にしたということでございます。

○委員長（宮内 保） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） この第7条を制定することによって、水道関係の職員の皆さんの給与等は変わることはないわけですね。

○委員長（宮内 保） 佐久間茂樹委員の質疑に対し答弁を求めます。
水道課長。

○水道課長（宮負 亨） 水道事業公営企業でございますが、あくまでも一般職の給与条例に基づいて給料のほうを支給されていますので、これに基づいて変わることはございません。

○委員長（宮内 保） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（宮内 保） 特にないので、議案第7号の質疑を終わります。

続いて、議案第14号について補足説明がありましたらお願いします。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） 議案第14号、旭市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、本会議における説明以外にはございませんので、よろしくお願いいたします。

○委員長（宮内 保） 担当課の説明は終わりました。

議案第14号について質疑がありましたらお願いします。

（発言する人なし）

○委員長（宮内 保） 特にないので、議案第14号の質疑を終わります。

続いて、議案第15号について補足説明がありましたらお願いします。

下水道課長。

○下水道課長（丸山 浩） それでは続きまして、議案第15号でございます。旭市都市計画下水道事業受益者負担金に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、本会議において説明申し上げたとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（宮内 保） 担当課の説明は終わりました。

議案第15号について質疑がありましたらお願いします。

（発言する人なし）

○委員長（宮内 保） 特にないようですので、議案第15号の質疑を終わります。

続いて、議案第16号について補足説明がありましたらお願いします。

下水道課長。

○下水道課長（丸山 浩） 続きまして、議案第16号でございます。旭市下水道条例の一部を改正する条例の制定につきましては、同じく本会議において説明申し上げたとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮内 保） 担当課の説明は終わりました。

議案第16号について質疑がありましたらお願いします。

（発言する人なし）

○委員長（宮内 保） 特にないようですので、議案第16号の質疑を終わります。

続いて、議案第19号について補足説明がありましたらお願いします。

水道課長。

○水道課長（宮負 亨） 議案第19号、旭市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これにつきましても本会議において補足説明申し上げたとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（宮内 保） 担当課の説明は終わりました。

議案第19号について質疑がありましたらお願いします。

（発言する人なし）

○委員長（宮内 保） 特にないようですので、議案第19号の質疑を終わります。

続いて、議案第20号について補足説明がありましたらお願いします。

下水道課長。

○下水道課長（丸山 浩） では、議案第20号でございます。旭市下水道財政調整基金条例を

廃止する条例の制定につきましては、本会議において説明申し上げたとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（宮内 保） 担当課の説明は終わりました。

議案第20号について質疑がありましたらお願いします。

（発言する人なし）

○委員長（宮内 保） 特にないようですので、議案第20号の質疑を終わります。

続いて、議案第23号について補足説明がありましたらお願いします。

建設課長。

○建設課長（加瀬博久） それでは、議案第23号、市道路線の変更について、建設課から補足説明を申し上げます。

本件につきましては、本会議の補足説明でも申し上げましたが、道路整備に伴い、認定区間を延伸する変更をお願いするものでございます。

この路線につきましては、琴田小学校南側の市道A-308号線で平成29年度に地元江ヶ崎区から道路幅も狭く、未舗装であるものの、地域住民を初め小学生の通学路として利用されており、隣接地権者の同意も得られていることから、道路整備の要望がございまして、整備することにより利便性も図られるものと考えられるため、このたび議案として提案をしたところでございます。

それではまず、路線の内容についてご説明させていただきます。

1 ページ、変更路線調書をお願いしたいと思います。表をご覧ください。

路線がA-308号線、その右側の列、起点及び終点になります。旧区間の起点は、琴田字二十間3593番地1、終点が江ヶ崎字何仕様田672番で、新区間の起点は旧区間の同様箇所、終点を江ヶ崎字何仕様田675番3へ変更するものでございます。

幅員につきましては、現況の2.5メートルから3.0メートルを整備計画では構造物を含め4.6メートルに拡幅をするものでございます。

延長につきましては、旧区間延長201.80メートルを終点が江ヶ崎地先の法定外道路の部分64.65メートルを新たに市道へ変更し、全体で266.45メートルに延伸をするものでございます。

路線箇所の説明をいたします。

2 ページ目をお願いいたします。図面になります。

A3判のつづら折りになっているものでございますが、左側の図面が現況でありまして、

中央の太い実線が今回提案する市道A－308号線でございます。

図面左上が琴田小学校。琴田小学校南側には総掘線が東西に走っておりまして、この総掘線から江ヶ崎集落を結ぶ道路となっております。

現在の認定区間は、旭市琴田字二十間地先の総掘線から南へ江ヶ崎字何仕様田地先の市道A－3095号線に至る区間でございます。

右側の図面をご覧ください。変更後の区間となります。

終点側の江ヶ崎地先、市道A－3095号線から市道2－021号線までの区間64.65メートルを延伸するため、全長266.45メートルに変更いたします。

以上で、議案第23号の補足説明を終わります。よろしくお願いします。

○委員長（宮内 保） 担当課の説明は終わりました。

議案第23号について質疑がありましたらお願いします。

（発言する人なし）

○委員長（宮内 保） 特にないようですので、議案第23号の質疑を終わります。

議案の審査は途中ですが、ここで11時10分まで休憩します。

休憩 午前11時 0分

再開 午前11時10分

○委員長（宮内 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の審査を行います。

続いて、議案第25号について補足説明がありましたらお願いします。

建設課長。

○建設課長（加瀬博久） 議案第25号、専決処分の承認について、令和元年度旭市一般会計補正予算第3号の建設課所管の補足説明を申し上げます。

本会議での補足説明並びに10月18日の議会全員協議会での説明と重複する点があるかと存じますが、ご了解をお願いしたいと思います。

台風15号の災害対応に係る補正予算のうち、道路橋梁災害復旧費について経過説明申し上げます。

補正予算書の12ページをお開きください。

下段の表になります。歳出でございます。

11款3項1目、説明欄1の道路橋梁災害復旧費1,121万9,000円の増は、台風の影響によりまして折損等のあったカーブミラーや標識類の交通安全施設の復旧費でありまして、通行の安全・安心のため、早期完了の観点からも市内を3工区に分け発注いたしました。

10月21日付の専決処分後、契約を提携し12月10日をもって復旧が完了したところでございます。

工事内容ですが、旭地域が12件、海上飯岡地域が13件、干潟地域が11件でございます。合計36件でございます。

総事業費が3工区合計で1,070万7,400円となっております。

以上で、議案第25号、建設課所管の補足説明を終わります。よろしく申し上げます。

○委員長（宮内 保） 都市整備課長。

○都市整備課長（加瀬宏之） 議案第25号、専決処分の承認について補足説明を申し上げます。

令和元年度旭市一般会計補正予算第3号のうち、都市整備課所管の事項についてご説明申し上げます。

本年9月の台風15号からの一連の災害により、被災した施設の復旧に必要となる経費や被災者支援に要する経費について予算計上したものととなります。

補正予算書の9ページをお願いいたします。

3款5項1目、説明欄1、災害救助費、この11節需用費のうち修繕料についてご説明いたします。

本年9月9日付で災害救助法の適用を受けたことによりまして、被災した住宅のうち半壊した住宅と一部損壊の住宅に対し、応急修理を行うための費用として修繕料を8,997万5,000円計上したものでございます。

この財源につきましては、8ページをお願いいたします。

8ページ、14款3項2目民生費委託金、説明欄1、災害救助費委託金9,607万9,000円のうち8,997万5,000円の事業費全額を見込んでいるところでございます。

次に、11ページをお願いいたします。

8款4項1目住宅管理費の説明欄1、被災住宅修繕支援事業は台風被害を受けた住宅のうち一部損壊と判定された住宅への支援制度としまして、修繕に要した対象工事費の20%を補助するため、補助金1億3,692万円を計上したものでございます。

財源につきましては、7ページをご覧ください。

7ページ、13款2項4目土木費国庫補助金の説明欄1、社会資本整備総合交付金（住宅建築物耐震改修等補助金）6,846万円、事業の50%を計上しております。また、現時点では千葉県において事業費の30%、4,107万6,000円ですが、これを追加助成することが決定されております。

次に、12ページをご覧ください。

11款3項2目、説明欄1、公営住宅災害復旧費についてご説明申し上げます。

台風被害を受けた市営住宅や雇用促進住宅の復旧に要する費用として187万円を計上したものであります。

内容は各住宅においてトイレの臭突管の破損、これが90か所、下永井団地及び雇用促進住宅のベランダ隔て壁の破損4か所を修繕するものであります。

以上で、議案第25号、都市整備課所管の補足説明を終わります。

○委員長（宮内 保） 担当課の説明は終わりました。

議案第25号について質疑がありましたらお願いします。

（発言する人なし）

○委員長（宮内 保） 特にないようですので、議案第25号の質疑を終わります。

続いて、議案第26号について補足説明がありましたらお願いします。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、議案第26号、専決処分、令和元年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算の承認につきましては、本会議における説明以外にはございませんので、審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（宮内 保） 担当課の説明は終わりました。

議案第26号について質疑がありましたらお願いします。

（発言する人なし）

○委員長（宮内 保） 特にないようですので、議案第26号の質疑を終わります。

以上で、付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（宮内 保） これより、討論を省略して議案の採決をいたします。

議案第1号、令和元年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（宮内 保） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第4号、旭市下水道事業の設置等に関する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（宮内 保） 全員賛成。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号、旭市下水道事業運営協議会条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（宮内 保） 全員賛成。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号、旭市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（宮内 保） 全員賛成。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号、旭市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（宮内 保） 全員賛成。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第14号、旭市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（宮内 保） 全員賛成。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号、旭市都市計画下水道事業受益者負担金に関する条例の一部を改正する条例の

制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（宮内 保） 全員賛成。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第16号、旭市下水道条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（宮内 保） 全員賛成。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第19号、旭市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（宮内 保） 全員賛成。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議案第20号、旭市下水道財政調整基金条例を廃止する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（宮内 保） 全員賛成。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

議案第23号、市道路線の変更について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（宮内 保） 全員賛成。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

議案第25号、専決処分の承認についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（宮内 保） 全員賛成。

よって、議案第25号は原案のとおり承認されました。

議案第26号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（宮内 保） 全員賛成。

よって、議案第26号は原案のとおり承認されました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（宮内 保） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長に一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長（宮内 保） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告をしてください。

農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（赤谷浩巳） それでは、農業委員会事務局より、農業委員会委員、農地利用最適化推進委員の改選について、改選に向けたスケジュール等についてご報告をさせていただきます。

現在の農業委員会委員は、平成29年第2回定例会で議会の承認をいただきまして、市長より委嘱書の交付を受け、平成29年7月20日から3年の任期で業務を行っております。

来年、令和2年7月19日で任期が満了となりますが、委員の改選に当たっては、区長や農家組合、農業者団体などから幅広く推薦を求めるという趣旨から、11月に区長や農家組合長にお集まりいただき、説明会を市内5地区で実施したところでございます。

今後は1月に市の広報や農業委員だより、ホームページを通じて応募について周知を図り、2月から1か月間を応募期間として委員の募集を行ってまいります。

また、応募期間終了後は速やかに評価委員会を開催し、候補者を決定、市長への報告を行いまして、来年6月第2回定例会で新委員のご承認をいただけるよう進めたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、農地利用最適化推進委員は改選後の農業委員会より委嘱されることとなりますが、今回の農業委員会委員と併せて募集を行ってまいります。

以上で、農業委員会事務局からの報告を終わります。

○委員長（宮内 保） 担当課の報告は終わりました。

それでは、ただいまの報告について何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（宮内 保） 特にないようですので、所管事項の報告を終わります。

○委員長（宮内 保） 以上をもちまして、本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前11時24分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会建設経済常任委員会委員長 宮 内 保

文 教 福 祉 常 任 委 員 会

令和元年12月16日（月曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 1 号 令和元年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について
- 議案第 1 3 号 旭市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 7 号 旭市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 8 号 旭市文書館設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 1 号 飯岡歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について
- 議案第 2 5 号 専決処分の承認についてのうち本委員会所管事項について

出席委員（5名）

委員長 飯 嶋 正 利
委員 木 内 欽 市
委員 向 後 悦 世

副委員長 伊 藤 房 代
委員 景 山 岩三郎

欠席委員（なし）

委員外出席者（1名）

副議長 宮 澤 芳 雄

説明のため出席した者（22名）

教 育 長 諸 持 耕太郎
保険年金課長 在 田 浩 治

環 境 課 長 木 内 正 樹
健康管理課長 遠 藤 茂 樹

社会福祉課長	仲 條 義 治
高 齢 者 福 祉 課長	浪 川 恭 房
学校教育課長	加 瀬 政 吉
体育振興課長	花 澤 義 広

子 育 て 支 援 課長	石 橋 方 一
庶 務 課 長	栗 田 茂
生涯学習課長	八 木 幹 夫
そ の 他 担 当 員	1 1 名

事務局職員出席者

事 務 局 長	高 安 一 範
副 主 幹	黒 柳 雅 弘

事務局次長	池 田 勝 紀
-------	---------

開会 午前10時 0分

○副委員長（伊藤房代） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

本日、委員長の都合により私が代わって委員長の職務を行います。

ここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は5名、委員会は成立いたしました。

それでは、文教福祉常任委員会を開会いたします。

本日、宮澤副議長にご出席をいただいておりますので、ご挨拶をお願いいたします。

宮澤副議長。

○副議長（宮澤芳雄） おはようございます。

委員各位、大変ご苦労さまです。また、執行部の皆さんもよろしくお願いいたします。

本日は、一般会計補正予算合わせて6議案についてご審議をいただくことになっております。慎重なるご審議をお願いいたしまして、挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○副委員長（伊藤房代） ありがとうございます。

議案等説明のため、教育長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、諸持教育長よりご挨拶をお願いいたします。

○教育長（諸持耕太郎） おはようございます。

本日は文教福祉常任委員会の開催、大変ご苦労さまでございます。

さて、本日の委員会に審査をお願いいたします議案は、全部で6議案でございます。

まず、予算関係で議案第1号、令和元年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち所管事項と議案第25号、専決処分の承認についてのうち所管事項の2議案、また条例関係で議案第13号、旭市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第17号、旭市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第18号、旭市文書館設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第21号、飯岡歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についての4議

案でございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方からのご質問に対しまして、簡潔明瞭に答弁するよう努めてまいりますので、何とぞ可決承認くださいますようお願い申し上げまして、ご挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○副委員長（伊藤房代） ありがとうございました。

議案の説明、質疑

○副委員長（伊藤房代） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る12月6日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第1号、令和元年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第13号、旭市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第17号、旭市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第18号、旭市文書館設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第21号、飯岡歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について、議案第25号、専決処分の承認についてのうち本委員会所管事項についての6議案であります。

初めに、議案第1号中の所管事項について補足説明がありましたらお願いいたします。

保険年金課長。

○保険年金課長（在田浩治） 議案第1号、令和元年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち、保険年金課所管の補足説明を申し上げます。

補正予算書12ページをお願いいたします。

中ほどになります。

19款4項1目1節、説明欄1、後期高齢者医療広域連合受託事業収入につきまして39万6,000円の増額補正をお願いするものであります。

現在、特定健康診査の受診票については、国保、後期高齢者ともに同じ内容となっております。

来年度の後期高齢者の特定健康診査においては、フレイルのリスクを把握するため、受診票の問診部分を変更するもので、主な問診の内容といたしましては、お茶や汁物でむせるか、半年間で2キロから3キロ以上体重が減ったかなどとなっています。また、フレイルとは、

虚弱を意味し、筋力などの身体機能が低下し、心身ともに弱ってきた状態を指すものでございます。これに伴い、今回健康管理システムの改修を行うもので、その費用は全額広域連合より交付されるものです。

なお、充当する歳出につきましては、他課の所管する科目になります。

15ページをお願いいたします。

上段になります。

2款1項8目13節、説明欄2、電算システム運用事業における13節電算業務委託料の308万円のうち39万6,000円となっております。

以上で、議案第1号、保険年金課所管の補足説明を終わります。

○副委員長（伊藤房代） 健康管理課長。

○健康管理課長（遠藤茂樹） それでは、議案第1号、令和元年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち、健康管理課所管の補足説明を申し上げます。

恐れ入りますが、補正予算書の11ページをお開きください。

歳入になります。

13款2項3目、説明欄1の母子保健衛生費補助金について92万8,000円の増額をお願いするものです。

来年7月から乳幼児健診等の情報につきまして、マイナンバー制度を活用し、マイナポータルでの閲覧や市町村間での情報連携が開始されることとなりました。これに係る健康管理システムを改修する経費に対し補助されるもので、補助率は3分の2で92万8,000円となります。

続きまして、15ページをお願いいたします。

充当する歳出は、同じく他課が所管する科目となりますが、2款1項8目、説明欄2の電算業務委託料308万円のうち268万4,000円分が健康管理課分のシステム改修費用となります。

以上で、議案第1号のうち、健康管理課所管の補足説明を終わらせていただきます。

○副委員長（伊藤房代） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（仲條義治） 議案第1号、令和元年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち、社会福祉課所管の補足説明を申し上げます。

最初に、補正予算書の20ページをお開きください。

歳出からご説明いたします。中段となります。

3款民生費、4項2目扶助費、説明欄1の生活保護扶助費についてご説明いたします。

予算額2,878万2,000円は20の扶助費で医療扶助費2,372万4,000円、生活扶助費505万8,000円となります。

今回の補正でございますが、高齢化等の理由により被保護者が増加していることから、医療扶助費、生活扶助費の補正をお願いするものです。

初めに、被保護者の方が医療機関にかかった場合の費用、医療扶助費の補正理由でございますが、当初、入院者数を19名、外来者数を297名、合わせて316名を見込んでおりましたが、被保護者の増に伴い、入院者数を5名の増、外来者数を27名の増、合わせて32名の増を見込み、医療扶助費2,372万4,000円の補正をお願いするものです。

次に、衣食など毎日の暮らしに必要な費用、生活扶助費の補正理由でございますが、当初、被保護者世帯333世帯、保護者数386名を見込んでおりましたが、被保護者世帯で15世帯、被保護者数で24名の増を見込み、生活扶助費505万8,000円の補正をお願いするものです。

続いて、歳入ですが、11ページをお願いします。

上段です。

13款国庫支出金、1項1目4節生活保護費国庫負担金、説明欄1の生活保護費負担金2,158万6,000円ですが、国の負担金で負担率は4分の3を見込んでいるところです。

次に、申し訳ありませんが、補正予算書の17ページをお開きください。

歳出です。中段となります。

3款民生費、1項2目障害者福祉費、説明欄1の中度心身障害者（児）医療費助成事業についてご説明いたします。

予算額231万6,000円は、20の扶助費で中度心身障害者（児）医療扶助費となります。

本事業は、市の単独事業で、利用者及び家族の生活の安定と福祉の増進を図ることを目的として実施しています。

対象者は身体障害者手帳3級のうち、体幹機能障害により歩行が困難な方、心臓、腎臓、呼吸器障害の方、続きまして療育手帳Bの1かつ身体障害者手帳3級所持者、精神障害者福祉手帳1級所持者となります。

助成の範囲は国民健康保険法、健康保険法などの法律に基づく保険により医療の給付がなされたとき自己負担すべき額を助成し、障害者（児）の医療費負担の軽減を図るものでございます。

補正の理由でございますが、医療機関にかかった費用の扶助費を当初月平均で55名、1人当たり約1万7,180円を見込んでおりましたが、これまでの実績から月平均で7名の増、1

人当たり約1,150円の増を見込み、扶助費231万6,000円の補正をお願いするものでございます。

以上で、議案第1号、社会福祉課所管の補足説明を終わります。

○副委員長（伊藤房代） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（石橋方一） 議案第1号、令和元年度旭市一般会計補正予算の議決について、子育て支援課所管の補足説明を申し上げます。

補正予算書の19ページをお願いします。

歳出になります。

3款3項1目児童福祉総務費、説明欄2の子ども医療費助成事業、12節役務費（手数料）11万2,000円ですが、現物給付に係る国民健康保険連合会及び社会保険診療報酬支払基金等への審査支払手数料でございます。

理由として、審査支払手数料の単価改正及び中学3年生までの入院利用件数の増加により、今後予算不足が見込まれるためでございます。

次に、20款扶助費（子ども医療扶助費）2,786万9,000円ですが、中学3年生までの分及び高校生等の分の各利用件数並びに医療費の増加により、今年度の実績額を2億3,079万6,000円と見込んだため、その不足分を手数料分と併せて補正をお願いするものであります。

補正予算書の11ページをお願いします。

歳入になります。

14款2項2目3節児童福祉費県補助金、説明欄1の子ども医療対策事業費補助金688万8,000円ですが、補助対象事業費の2分の1の額を県が負担するものでございます。

すみません、再度19ページをお願いします。

歳出になります。

3款3項2目母子父子福祉費、説明欄1の児童扶養手当給付事業317万2,000円ですが、受給資格者の支給要件の変更により、支給額の増加が見込まれるため、補正をお願いするものであります。

すみません、再度11ページをお願いします。

13款1項1目3節児童扶養手当負担金、説明欄1の児童扶養手当負担金105万8,000円ですが、事業実績額の3分の1の額を見込み、国が負担するものでございます。

以上で、議案第1号、子育て支援課所管の補足説明を終わりにします。

○副委員長（伊藤房代） 庶務課長。

○庶務課長（栗田 茂） 議案第 1 号、令和元年度旭市一般会計補正予算第 4 号の議決についてのうち、庶務課所管の補足説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、小学校大規模改造事業の減額と中学校大規模改造事業の増額でございます。

まず、小学校大規模改造事業の減額からご説明します。

補正予算書の23ページをお開きください。

歳出からご説明いたします。

23ページ下段から24ページ上段の10款 2 項 1 目学校管理費、説明欄 1、小学校大規模改造事業、補正額マイナス 1 億34万4,000円は、本年度の予算に計上している干潟小学校、滝郷小学校、矢指小学校及び共和小学校の屋内運動場防災機能強化工事のうち、干潟小学校と滝郷小学校につきまして、平成30年度からの繰り越し事業で執行したことから、関連する施工監理委託料と工事請負費について減額するものでございます。

次に、中学校大規模改造事業の増額でございます。

24ページになります。

中段の10款 3 項 1 目学校管理費、説明欄 1、中学校大規模改造事業、補正額 1 億1,068万2,000円は、令和 2 年度に計画していた第一中学校、第二中学校及び海上中学校の武道場防災機能強化工事につきまして、国の交付金が前倒しで採択されたことから、本年度執行のために必要な施工監理委託料と工事請負費について計上するものであります。

工事の内容としましては、地震時に落下のおそれがある天井材や照明器具等の改修で、併せて不具合箇所の補修も行うものであります。

続きまして、歳入についてご説明いたします。

補正予算書の11ページをお開きください。

中段の13款 2 項 5 目教育費国庫補助金、補正額818万9,000円は、歳出でご説明しました小学校大規模改造事業の減額と中学校大規模改造事業の増額に伴って生じる学校施設環境改善交付金の差額について補正を行うものであります。

次に、12ページをお開きください。

下段の20款 1 項 7 目教育費、補正額660万円は、こちらも小学校大規模改造事業の減額と中学校大規模改造事業の増額に伴って生じる地方債の差額について補正を行うものであります。

続きまして、繰越明許費になります。

5 ページをお開きください。

繰越明許費を設定する10款 3 項中学校大規模改造事業 1 億1,068万2,000円につきましては、今回の補正予算で計上いたしました中学校武道場防災機能強化工事に関する費用でありまして、補正予算の成立後に発注するに当たり、適正な工期が確保できないことから、翌年度に繰り越すものであります。

以上で、議案第 1 号、庶務課所管の説明を終わります。

○副委員長（伊藤房代） 担当課の説明は終わりました。

議案第 1 号について質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○副委員長（伊藤房代） 特にないようですので、議案第 1 号の質疑を終わります。

続いて、議案第13号について補足説明がありましたらお願いいたします。

健康管理課長。

○健康管理課長（遠藤茂樹） 議案第13号につきましては、本会議でご説明いたしましたとおりでございますので、それに加えての補足説明はございませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○副委員長（伊藤房代） 担当課の説明は終わりました。

議案第13号について質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○副委員長（伊藤房代） 特にないようですので、議案第13号の質疑を終わります。

続いて、議案第17号について補足説明がありましたらお願いいたします。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（八木幹夫） 議案第17号につきましては、本会議における補足説明のとおりでございますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○副委員長（伊藤房代） 担当課の説明は終わりました。

議案第17号について質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○副委員長（伊藤房代） 特にないようですので、議案第17号の質疑を終わります。

続いて、議案第18号について補足説明がありましたらお願いいたします。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（八木幹夫） 議案第18号につきましても、本会議における補足説明のとおり

でございますので、よろしくお願いいたします。

○副委員長（伊藤房代） 担当課の説明は終わりました。

議案第18号について質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○副委員長（伊藤房代） 特にないようですので、議案第18号の質疑を終わります。

続いて、議案第21号について補足説明がありましたらお願いいたします。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（八木幹夫） 議案第21号につきましても、本会議における補足説明のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

○副委員長（伊藤房代） 担当課の説明は終わりました。

議案第21号について質疑がありましたらお願いいたします。

向後悦世委員。

○委員（向後悦世） この飯岡歴史資料館に展示物がさまざまありましたが、この中に個人の展示物もあったかと思います。これについて個人の所有のものについての説明等、滞りなく進んでいるのかお尋ねしたいと思います。

○副委員長（伊藤房代） 向後悦世委員の質疑に対し答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（八木幹夫） 資料館の中の個人所有のものということで、資料館自体は資料の中は化石とか、民具とか、そういったものが多くなっております。そちらについては市の所有でございまして、そのほかに一部助五郎関係のほうに所蔵しております。そちらにつきましては、所有者の方と、あと実際それを管理されている団体といいですか、方がいらっしゃいますので、そちらとは調整中でございます。

○副委員長（伊藤房代） 向後悦世委員。

○委員（向後悦世） 後々またトラブルだとか生じないように、そういう部分を滞りなくよく理解のもとに移設していただきたいなと思います。よろしくお願いします。

以上です。

○副委員長（伊藤房代） 向後悦世委員の質疑に対し答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（八木幹夫） ご質問の内容につきまして、私どもとしてもなかなかいろんな面で所有者の方、関係者の方、そちらの方と十分協議をして移転のほうをしてまいりたいと

思いますので、よろしくお願いいたします。

それとつけ加えさせていただきますが、今、助五郎のほうも移転ということなんですが、今のところユートピアセンターの中に移すような方向で調整を行っております。ということですのでよろしくお願いいたします。

○副委員長（伊藤房代） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○副委員長（伊藤房代） 特にないようですので、議案第21号の質疑を終わります。

続いて、議案第25号について補足説明がありましたらお願いいたします。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（石橋方一） 議案第25号、専決処分の承認について子育て支援課所管の補足説明を申し上げます。

補正予算書第3号の12ページをお開きください。

11款1項1目民生施設災害復旧費、説明欄2、児童福祉施設分、15節災害復旧工事費110万円ですが、台風15号の影響で干潟保育所園舎の屋根の一部破損による事務室等の雨漏りがありました。園児への日常保育の影響があったために、早急に施設の復旧工事を実施したいので、補正予算で対応させていただきました。

工事内容につきましては、屋根材及び防水シートの張り替え工事で、約76平方メートルを施工いたします。

以上で、議案第25号、子育て支援課所管の補足説明を終わりにします。

○副委員長（伊藤房代） 庶務課長。

○庶務課長（栗田 茂） 議案第25号、専決処分の承認についてのうち、庶務課所管の補足説明を申し上げます。

庶務課の所管に関するものといたしましては、小・中学校の災害復旧工事に係る費用となります。

歳出からご説明いたします。

補正予算書の13ページをお開きください。

11款4項1目公共学校施設災害復旧費、補正額3,455万2,000円のうち、説明欄1、公立学校施設災害復旧費、15節工事請負費3,377万3,000万円につきましては、小学校8校、中学校3校の倒木撤去と小学校13校、中学校5校の施設復旧に関する災害復旧工事でございます。

続きまして、歳入になります。

補正予算書の7ページをお開きください。

上段の13款1項3目災害復旧費国庫負担金、説明欄1、公立学校施設災害復旧費負担金、補正額910万1,000円は、歳出でご説明した小・中学校の災害復旧工事のうち、国庫補助の対象となる小学校6校、中学校2校の災害復旧工事に係る国庫負担金で、負担率は3分の2であります。

続きまして、8ページをお開きください。

下段の20款1項市債、9目災害復旧債、説明欄1、災害復旧事業債、補正額450万円は、国庫補助対象の災害復旧工事に係る市負担分について、地方債の借り入れ限度額を設定したものであります。

庶務課からは以上でございます。

○副委員長（伊藤房代） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（八木幹夫） それでは、議案第25号のうち、生涯学習課所管の補足説明を申し上げます。

補正予算書の13ページをお開きください。

中ほどになります。

11款4項2目社会教育施設災害復旧費の15節工事請負費の補正額585万6,000円は、大原幽学遺跡史跡公園内の施設等の災害復旧工事に係る費用でございます。

台風被害を受けました大原聖殿屋根、旧管理棟屋根瓦及び公園内の防犯カメラ設備等の復旧並びに危険樹木の伐採撤去に要する費用を計上したものでございます。

以上で、生涯学習課所管の補足説明を終わります。

○副委員長（伊藤房代） 環境課長。

○環境課長（木内正樹） 議案第25号にかかわる環境課所管の補足説明はございませんので、よろしくお願いいたします。

○副委員長（伊藤房代） 担当課の説明は終わりました。

議案第25号について質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○副委員長（伊藤房代） 特にないようですので、議案第25号の質疑を終わります。

以上で、付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○副委員長（伊藤房代） これより、討論を省略して議案の採決をいたします。

議案第1号、令和元年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○副委員長（伊藤房代） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第13号、旭市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○副委員長（伊藤房代） 全員賛成。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第17号、旭市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○副委員長（伊藤房代） 全員賛成。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議案第18号、旭市文書館設置条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○副委員長（伊藤房代） 全員賛成。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議案第21号、飯岡歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○副委員長（伊藤房代） 全員賛成。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

議案第25号、専決処分の承認についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立

を求めます。

(賛成者起立)

○副委員長（伊藤房代） 全員賛成。

よって、議案第25号は原案のとおり承認されました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副委員長（伊藤房代） ご異議ないようですので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○副委員長（伊藤房代） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告をしてください。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（仲條義治） 社会福祉課より、消費税率引き上げに伴うプレミアム付商品券事業についてご報告をさせていただきます。

初めに、所得の低い方へのプレミアム付商品券購入引きかえ券の交付申請書の発送状況ですけれども、11月末現在で7,374世帯、対象者数で1万1,170名分を発送いたしました。そのうち申請のあった方々へ商品券購入引きかえ券を1,988世帯、対象者数で3,094名分を発送したところでございます。購入引きかえ券の申請期限は、令和2年1月31日までの予定となっております。

子育て世帯の方へは、同じく11月末現在で商品券購入引きかえ券を1,338世帯、対象児童数で1,494名分を発送したところです。所得の低い方と合わせますと、これまでに3,826世帯、4,588名分の商品券購入引きかえ券を発送いたしました。

次に、10月1日から販売を開始いたしました商品券の販売状況ですが、500円券が10枚1セット、販売額で4,000円の商品券を11月末現在で1万2,949セット、5,179万6,000円分の商品券を販売しております。

販売場所は旭市商工会のほかに旭専門店会、市内12か所の郵便局で、販売期限は令和2年2月28日までで、商品券の使用期間は令和2年3月31日までの予定でございます。

まだ商品券購入引きかえ券の申請をされていない方には、申請を勧奨する通知を送付するとともに、商品券を購入されていない方や使用されていない方につきましても、引き続き市広報やホームページなどで広くお知らせしてまいりたいと存じます。

社会福祉課からは以上でございます。

○副委員長（伊藤房代） 庶務課長。

○庶務課長（栗田 茂） 庶務課より、屋内運動場防災機能強化工事及び小・中学校の空調設備設置工事について申し上げます。

屋内運動場防災機能強化工事につきましては、天井材等の落下防止と老朽化による外壁などの改修工事を目的に、干潟小学校、滝郷小学校、矢指小学校及び共和小学校の4校を工事契約しました。

工事は順調に進捗し、干潟小学校及び滝郷小学校については完成し、残りの矢指小学校及び共和小学校の2校については年内の完成を予定しております。

小・中学校20校の普通教室及び特別教室への空調設備設置工事については、電気設備及び機械設備の各工事は、学校関係者と工程の調整を図りながら順調に進捗しており、年度末の完成を予定しております。

以上で、庶務課からの報告を終わります。

○副委員長（伊藤房代） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（仲條義治） 今説明した1点訂正をお願いいたします。

プレミアム付商品券、所得の低い方と合わせますと、これまでに「3,826世帯」と言ってしまったんですけれども、「3,326世帯」の誤りでした。すみませんでした。

○副委員長（伊藤房代） ほかにございませんか。

担当課の報告は終わりました。

それでは、ただいまの報告について何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○副委員長（伊藤房代） 特にないようですので、所管事項の報告を終わります。

○副委員長（伊藤房代） 以上をもちまして、本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前10時42分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会文教福祉常任委員会委員長 飯 嶋 正 利

副委員長 伊 藤 房 代

総 務 常 任 委 員 会

令和元年 1 2 月 1 7 日（火曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 1 号 令和元年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について
- 議案第 2 号 旭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 議案第 3 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第 8 号 旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9 号 旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 0 号 旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 1 号 旭市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 2 号 旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 2 号 地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院第 2 期中期目標を定めることについて
- 議案第 2 5 号 専決処分の承認についてのうち本委員会所管事項について

《付託陳情》

- 陳情第 5 号 「日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書」の採択を求める陳情について

出席委員（6 名）

委員長	伊 藤 保	副委員長	米 本 弥一郎
委員	高 橋 利 彦	委員	島 田 和 雄
委員	宮 澤 芳 雄	委員	片 桐 文 夫

欠席委員（１名）

委 員 遠 藤 保 明

委員外出席者（１名）

議 長 向 後 悦 世

説明のため出席した者（２４名）

副 市 長	加 瀬 正 彦	秘書広報課長	山 崎 剛 成
行政改革推進課長	井 上 保 巳	総 務 課 長	伊 藤 憲 治
企画政策課長	小 倉 直 志	財 政 課 長	伊 藤 義 隆
税 務 課 長	石 毛 春 夫	市民生活課長	遠 藤 泰 子
会 計 管 理 者	多 田 英 子	消 防 長	川 口 和 昭
監 査 委 員 長	伊 藤 義 一	そ の 他 担 当 員	13名

事務局職員出席者

事 務 局 長	高 安 一 範	事務局次長	池 田 勝 紀
副 主 幹	黒 柳 雅 弘		

開会 午前10時 0分

○委員長（伊藤 保） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

12月に入りまして、まだ気温も温かかったり寒かったりという気温の変化が大変あります。また、インフルエンザも流行の兆しを見せております。委員の皆様におかれましては、十分体を大切にしていきたいと思います。

ここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

なお、遠藤委員におかれましては、所用のため欠席させていただきたいとの連絡がございましたので、ご了解願いたいと思います。

ただいまの出席委員は6名、委員会は成立いたしました。

それでは、総務常任委員会を開会いたします。

本日、向後議長に出席をいただいておりますので、ご挨拶をお願いいたします。

議長。

○議長（向後悦世） おはようございます。

委員の皆さん、大変ご苦労さまでございます。

本日は一般会計補正予算を含む10議案と陳情1件について審査いただくことになっております。どうぞ慎重なるご審議をお願いいたしまして、簡単ではありますが、挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤 保） ありがとうございます。

議案の説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、加瀬副市長よりご挨拶をお願いいたします。

副市長。

○副市長（加瀬正彦） おはようございます。

本日は総務常任委員会の開催、大変ご苦労さまでございます。

本日の委員会に審査をお願いいたします議案でございますが、全部で10議案でございます。その内訳でございますか、予算関係が1議案でございます。議案第1号、令和元年度旭市一

般会計補正予算の議決についてのうちの所管事項、次に条例関係が7議案ございます。議案第2号、旭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定、議案第3号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定、議案第8号、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第9号、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第10号、旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第11号、旭市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第12号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

次に、議案第22号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院第2期中期目標を定めることについて、これがございます。

最後に、議案第25号、専決処分の承認についてが1議案で、令和元年度旭市一般会計補正予算でございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方からのご質問に対しまして、簡潔明瞭に答弁するよう努めてまいりますので、何とぞ全議案可決承認くださいますようお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤 保） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（伊藤 保） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る12月6日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第1号、令和元年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第2号、旭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、議案第3号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議案第8号、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第9号、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第10号、旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第11号、旭市職員の旅費に関する条例の一部を改正す

る条例の制定について、議案第12号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第22号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院第2期中期目標を定めることについて、議案第25号、専決処分の承認についてのうち本委員会所管事項についての10議案であります。

初めに、議案第1号について補足説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 議案第1号につきましては、本会議において補足説明を申し上げたとおりでございまして、財政課から加えての説明はございませんが、担当課より説明がございますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤 保） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 議案第1号、令和元年度旭市一般会計補正予算のうち人件費について補足説明を申し上げます。

補正予算書の27ページをお願いいたします。

給与費明細書です。

今回の補正は、人事院及び千葉県人事委員会勧告の趣旨に基づく給与改定の影響額について補正を行うものです。

初めに、特別職ですが、一般職の職員の給与改正に併せて期末手当の支給率を年間100分の445から100分の450に改正するもので、補正後と補正前を比較しますと、期末手当が11万7,000円の増となります。

なお、議員につきましては、当初予算で見込んでいた人数から現在は減員となっており、人事院勧告に基づく期末手当の増額分を当初予算の範囲内で賄えるため、補正はしていません。

続いて、28ページをお願いいたします。

（1）の一般職の総括の表になります。

初めに、職員数についてですが、補正後と補正前を比較しますと、フルタイムの職員数が3人の減、括弧内にあります再任用短時間勤務職員等が3人の減で、合計6人の減となります。

次に、給与費ですが、給料が1,076万1,000円の減、職員手当等は1,064万4,000円の増となり、合計では11万7,000円の減額となります。

これにより、27ページで申し上げた特別職11万7,000円の増とただいまの一般職11万7,000

円の減が相殺され、人件費全体としては今回の補正による増減はございません。

次に、29ページをお願いいたします。

(2)の給料及び職員手当等の増減額の明細です。

給料の増減額は1,076万1,000円の減となります。

内容を増減事由別内訳で説明いたします。

給与改定に伴う増減分は、人事院勧告に基づき給料表を平均で0.2%引き上げることに
より404万4,000円の増となるものです。また、その他の増減分は新陳代謝及び昇格等の人事異
動により生じた実際の所要額と当初予算計上額との差額であり、1,480万5,000円の減となる
ものです。

次に、職員手当等の増減額は、1,064万4,000円の増となります。

内容を増減事由別内訳で説明いたします。

給与改定に伴う増減分は1,159万円の増となります。これは期末手当の計算の基礎となる
給料月額が給料表改定により増額となることによって82万7,000円の増、また人事院勧告に
基づき12月期の勤勉手当の支給率が0.925月分から0.975月分へと0.05月分引き上げられるこ
とによって1,076万3,000円の増となるためです。

一方、その他の増減分は94万6,000円の減で、これは新陳代謝・異動等による増減分です。

内訳としましては、期末手当が64万4,000円の減、勤勉手当が30万2,000円の減でございま
す。

以上で、議案第1号、総務課所管の補足説明を終わります。

○委員長（伊藤 保） 担当課の説明は終わりました。

議案第1号について質疑がありましたらお願いいたします。

高橋委員。

○委員（高橋利彦） 今の27ページですか、議員の関係、賄えるから補正をしなかったという
ことですが、予算を上回ってこれを支出できない中で、賄えるから補正しなかった
ということですが、この補正というのは何を基準に。結局、何を基準にというのは、
次の議会までとかに補正をするのか。それから、賄えるのかといったことであれば、今まで
も減額補正をいろいろな面でしているわけですね。そうすると、それとちょっと矛盾する
んじゃないかと思うんですが。

○委員長（伊藤 保） 高橋委員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 減額の補正の基準ということでございますけれども、特に基準があるわけではございません。増額するものにつきましては、その予算がなければ執行できないということがございまして、減額につきましては、これという決まった規定はございません。

ただ、今回の場合、20人ということで、これをあえて定数を減らして減ということを、あえてする必要性が見出せなかったということだろうと思います。

以上でございます。

○委員長（伊藤 保） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 補正というのは、その都度都度今まで私はこれ予算書を見ますとやっていると思うんですよ。それと同時に、この議員、今17人というのも確定しているわけですね。そんな中で何であえてやる必要がないのか。これからまた20人に増えることを見越して減額しないのか、いろいろあると思うんですよ。

いずれにしても、補正というのはその都度都度増える、減る、それによって今まで私はやっていたと思うんですよ。それを何でこんなふうにやらないのかね、明確にお尋ねします。

答弁いただきたいと思います。

○委員長（伊藤 保） 高橋委員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 減額の補正ですけれども、その都度してきたというご指摘ですけれども、例えば執行残だとか、そういったものについては原則的にはやっていないということがございます。

それで、特に例えば財源的に必要であればそこですということもございますけれども、きちっとした減額のこういったものについては減額しなければならないという規定はございません。その中で、運用でこのような形でやっているということでご理解いただきたいと思っています。

○委員長（伊藤 保） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 運用でこのようにやっているって、やっぱり行政の場合は一つの基準があるでしょう。ただ、これは議員のことであったから、すぐ数字が分かりますけれども、この中身を見たら、職員なんか私らに人数が全然分からない中で、結局いいかげんな補正ということになっちゃうんじゃないですか。そういう答弁では。

○委員長（伊藤 保） 高橋委員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） これ、議員の報酬、17人分にするということについては、そういった選択肢もあるということでございます。今回このような形にしましたが……

（発言する人あり）

○委員長（伊藤 保） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 職員の補正についてというご質問ですので、私のほうからお答えします。

職員につきましても、まだ数字が確定しているわけではございません。今、例えば休職中の職員等もありますし、そういった職員が今後3月までの間にどういう形になっていくかというのを確定しているわけではございませんので、今現在で見込まれる数字ということで、予算でございますので、あくまでも見込額ということで、今回の補正額を計上しているものでございます。

以上です。

○委員長（伊藤 保） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 職員は、それはだから休職とかなんとか減るかもしれませんが。議員は17に決まっているわけです、現状。そんな中で、これは議員の人数ですか、これを結局補選があると見越した中でこういう数字を立てたのか、それとも普通であればこれは当然17にするのが私は当然だと思うんです。

○委員長（伊藤 保） 高橋委員の質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 議員の数字、あるいは金額ということでございます。

先日、本会議のほうでもお答えしたものと重複するかもしれませんが、この後、議員の数が変わる云々だとかいうことを決して見込んでということではございません。

ただ、形としてはまだ確定していないということで、今回この数字ということで、あくまでも予算でございますので、こういう形で補正を組んだということでご理解を賜ればと思います。

以上です。

○委員長（伊藤 保） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） じゃ、確定しないならしくてもいいから、現状は17だから17でいいんじゃないんですか。そんな中で補選があつて20になったら20で補正を組めばいいでしょう。それが予算じゃないんですか。その現状に合わせて予算を組む、これが結局補正予算という

ことになるんじゃないんですか。

○委員長（伊藤 保） 高橋委員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 現状において予算を組むというのは、全くそのとおりだというふうに思っております。ある程度予算の歳出的な部分、ある程度の余裕というか、そういったものもあろうかと思います。

また、先ほど言いましたように、基準として減額の場合につきましては、これこれこういったものについて減額するという基準はございません。そういった中でこのような形で、定数も20名ということもございます。そういったことを加味しまして、このままにしたということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（伊藤 保） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

続いて、議案第2号について補足説明がありましたらお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 議案第2号、旭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について補足説明を申し上げます。

別資料になりますけれども、右上に議案第2号総務課と記載された資料をご覧くださいと思います。

旭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定案につきましては、本会議で補足説明を申し上げましたので、本委員会では制度の概要について、この資料により説明いたします。

まず、一番上の区分欄ですが、会計年度任用職員の種類として、正規職員の勤務時間と同じ週38時間45分の場合はフルタイム会計年度任用職員となり、これより短い場合はパートタイム会計年度任用職員となります。

次に、根拠法から身分、任期、再度の任用の欄をご覧ください。

身分は地方公務員法第22条の2第1項に基づき、一般職の非常勤職員と明確に位置づけられ、任期も一会計年度内、つまり1年間の任用が可能となりました。また、翌年度に再度の任用も可能であり、上限の回数もありません。

次に、採用方法の欄をご覧ください。

採用方法は競争試験、または選考によります。

なお、採用から原則1か月間は条件つき採用期間となります。

次に、給付及び期末手当の欄をご覧ください。

フルタイム会計年度任用職員には給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、期末手当、旅費が支給されます。

パートタイム会計年度任用職員には、給料及び手当に相当する報酬、期末手当、費用弁償としての旅費が支給されます。また、その下の期末手当は、任期为6か月以上かつ週15時間30分以上勤務する者を支給対象とします。

次に、退職手当の欄をご覧ください。

フルタイムとしての任期为6か月を超えた場合は、原則、退職手当事務をつかさどる千葉県市町村総合事務組合に加入します。

次に、休暇・休業の欄をご覧ください。

年次休暇、特別休暇、育児休業等が付与されます。

なお、特別休暇は忌引や結婚休暇などがあります。

次に、社会保険の欄をご覧ください。

フルタイムの場合は、2年目から千葉県市町村職員共済組合へ加入します。

最後に、人事評価及び懲戒処分の欄をご覧ください。

会計年度任用職員は、人事評価及び懲戒処分のいずれも対象となります。

以上で、議案第2号の補足説明を終わります。

○委員長（伊藤 保） 担当課の説明は終わりました。

議案第2号について質疑がありましたらお願いいたします。

米本委員。

○委員（米本弥一郎） 議案質疑、また一般質問の答弁の中にありましたが、会計年度任用職員に移っても月額は現状を下回らない。その分というか、期末手当が増えるので、この分は費用が増加するという説明があったと思いますが、この増えた分については国の財政措置等があるのかどうか伺います。

○委員長（伊藤 保） 米本委員の質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 会計年度任用職員についての期末手当等が増える分について国の財政措置でございますが、基本的には市が制度で行うものにつきましては、国は財源の面倒を

見るというのが基本でございます。

そのもとは地方交付税になるというふうに理解をしておりますが、ただ地方交付税の積算につきましては、全国一律一定のルールで計算するということになっておりますので、個々具体的にそれぞれの団体に応じた人数に応じて計算が出てくるということではなくて、一般的な意味としまして、市がかかる経費につきましては、地方交付税という形で措置されるというふうに理解しているところでございます。

以上です。

○委員長（伊藤 保） 米本委員。

○委員（米本弥一郎） ありがとうございます。

いずれにしても、会計年度任用職員の方の中には、結婚、出産、子育て世代という方もいらっしゃると思います。そういった方々の処遇をしっかりとしないことには、人口減少はとめられないと考えますので、その点はしっかりとやっていただきたいと思います。

答弁は結構です。

○委員長（伊藤 保） ほかに質疑は。

高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 単純に聞きます。

この再任用職員は定数の中に入るのか、入らないのかお尋ねします。

○委員長（伊藤 保） 高橋利彦委員の質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 会計年度任用職員につきましては、定数には入りません。

以上です。

○委員長（伊藤 保） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 結局、今定数がありますね。旭市の職員の定数。そして、皆さん方は定員適正化計画で努力していると。これだけ減らしたということを言っているわけなんです、反面、この再任用職員、今のこの会計年度職員ですか、定数に入らない。これがべらぼうに増えているんですよ。これでは、まやかじゃないかと私は思います。

○委員長（伊藤 保） 高橋利彦委員の質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 会計年度任用職員といいますか、現在の臨時職員という意味でお尋ねなのかもしれませんが、確かに臨時職員のほう、それなりの数を今持っておりますが、決

してまやかしだというふうには思っておりません。必要な部分について必要な人数をそろえてといいますか、運営しているというふうに。ほかの団体と比べましても、決して旭市、多いというふうには認識しておりません。

以上です。

○委員長（伊藤 保） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 定員適正化計画で、たしか減っていますよ。しかし、再任用職員を含めたこういう臨時職員ですか、かなり増えているんですよ。これでは定員適正化計画をやって努力していますという中で、片っ方を増やして、片っ方を減らして、これは職員数が減るのは当たり前なんですよ。逆に、それを含めた中で定員適正化計画を作っていくのが本当だと思うんです。

それと同時にやはり定数条例、今ありますけれども、何で定数条例を定員適正化計画に沿った数字に直さないのか、その辺をお尋ねします。

○委員長（伊藤 保） 高橋利彦委員の質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） その臨時の職員といいますか、今度制度が変わります会計年度任用職員につきましては、国の制度として定員に入れるか入れないかというのが決まっているものでございますので、私からその数字を入れる入れないということについては、コメントのしようがございません。

トータルで考えればということもおっしゃっておりますが、我々正規の職員の人数はかなり減ってきております。一方で臨時が増えているということも否めない部分もございます。

全体としましては、経費としては確実に減っているというところは、まずご理解をいただければと思います。人件費と物件費ということになってまいりますでしょうが、全体の経費としては確実に減っているというところは、ご理解を賜ればと思います。

もう1点、定数条例の数字を変更してはどうかというご質問がありました。

現在、確かに実際の人数と定数条例の人数について乖離がございますが、これにつきましては考え方がいろいろあるかと思います。先行き行政運営がどうなっていくかというのが不透明な部分もたくさんありますので、国から事務がおりてきているというような側面もございまして、定数条例の人数につきましては、いましばらく同じような形でいければなと思っております。

以上です。

○委員長（伊藤 保） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 定数条例ね、現状に合った中で行政の仕事が増えたなら増えたで、定数条例を増やせばいいじゃないですか。それと同時に再任用職員、それから臨時職員ですか、今ね。これ増えている。それは国が定数に入れなくていいということなんですが、結局仕事としては同じような仕事をやっている中で、臨時が増えれば当然職員は減るわけですよ。それと同時に今の職員、平均年俸は幾らになりますか。それに比較して、同じように週5日働いている臨時職員は幾らになりますか。その差は幾らになるんですか。当然人件費は、これは臨時職員、安い職員を使えば、当然人件費は安くなるのは当たり前のことなんです。そんなのは、ただのへ理屈じゃないんですか。その辺お尋ねします。

○委員長（伊藤 保） 高橋利彦委員の質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 定数条例につきまして、必要なときに改正を行っていただければいいというのがまずございました。

確かにそういった考え方もないわけではないと思いますが、定数につきましては、そんなに変えないで一定にしておいて、実際の定員管理ですとか、採用、そういったところでやっていくことも大事なかなと思っております。

最終的には、金額をどれぐらいにするかということが、最も大切なことだと思っております。定数が何人かということよりも、現実の額ということが一番大事だと思っておりますので、それをどのぐらいにするか、抑制といいますか、圧縮といいますか、するために定員適正化計画もありますし、毎年毎年の採用ということを行っているところでございますので、ご理解を賜ればと思います。

人件費が臨時のほうだったら安くなるんじゃないかというご質問もございました。

確かに正規と臨時を比べますと、先日の本会議でも申し上げましたとおり、かなりの差がございます。

ただ、これは全国どこでも言えることですし、国からも行政改革がずっと叫ばれてきたという中で、人件費をどうしても削減しなければならないということで、現在のように進んでいるところではご理解を賜ればと思います。

以上です。

○委員長（伊藤 保） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） いずれにしても、一般の企業では、どこを削るかといえば一番高いのは

人件費で、人件費を削るわけなんですよ。

それで、今の財政課長、交付税を見たってそうでしょう。旭市の交付税、全然昔から増えていない。自由に使える。人件費なんかを含めた。俗に真水部分。昔も今も同じでしょうよ。ですから、経費はどんどん削減しなくちゃ、住民サービスなんて減っちゃうんですよ。その中で職員云々と同時に正規職員を減らして、その分、正規職員の約3分の1でしょう、今の臨時職員。臨時職員をどんどん採用する。これが今の経済の流れの中で行政のやるべきことなんですよ。

ちなみに、どのぐらい今その賃金の違いがあるか。正規職員の平均給与と、それから臨時職員のフルタイムで働いている人の年間給与ですか、もし分かればお尋ねをいたします。

○委員長（伊藤 保） 高橋利彦委員の質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 年収についての比較のお尋ねでございます。

前々からお答えしている範囲ということで、給料、手当、共済費まで含めた数字で申し上げます。

まず、正規のほうの職員でございますが、平均年額でいきますと約666万円。一方、例えば臨時の保育士、5年ということで、これまでもお答えしてきておりますので、臨時の保育士、5年勤務ですと、期末、一時金もございますので、合わせて286万円。すみません、差額を今、頭の中で計算できておりませんが、300……

（発言する人あり）

○総務課長（伊藤憲治） という数字です。

以上です。

○委員長（伊藤 保） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、議案第2号の質疑を終わります。

続いて、議案第3号について補足説明がありましたらお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 議案第3号につきましては、本会議において補足説明を申し上げたとおりで、加えての説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤 保） 担当課の説明は終わりました。

議案第3号について質疑がありましたらお願いいたします。

島田和雄委員。

○委員（島田和雄） 議案第3号の第9条ですか、7ページになりますけれども、第9条で旭市交通安全指導員設置条例は廃止するといった条例になっておりますけれども、これによりまして交通安全指導員の扱いと言っては何ですけれども、非公務員になるといったような説明が本会議でありました。何でこういうことになったのかということを、まずお伺いしたいと思います。

○委員長（伊藤 保） 島田和雄委員の質疑に対し答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（遠藤泰子） お答えいたします。

国の制度改正により、会計年度任用職員制度の創設とともに、特別職非常勤職員の任用要件についても厳格化されました。

特別職非常勤職員は、専門的な知識経験または識見を有する者で、助言、調査、診断などを行う職とされまして、交通安全指導員にあつては、市の執行機関に助言等をする職でないことから、非公務員としての位置づけとなるため、旭市交通安全指導員設置条例を廃止するものです。

なお、条例廃止後は、新たに旭市交通安全指導員設置要綱を制定しまして、管理していくものとなりますので、交通安全指導員の業務等に関しては、大きく変更となる部分はありません。

以上です。

○委員長（伊藤 保） 島田和雄委員。

○委員（島田和雄） 条例が廃止されて、それに代わって要綱と。要綱を作って同様の運用をしていくということでありますけれども、要綱については、これまで条例で示されていたものと同様のものになるのか、何か変わった点があるのか。条例にはいろいろ任期とか、任務とか、あるいは報酬とかいろいろ。市長がこれを一応委嘱するといったようなことが条例の中にはうたわれておりますけれども、その辺については全く変わりにくく要綱で扱ってくれるのかどうか、その辺お伺いします。

○委員長（伊藤 保） 島田和雄委員の質疑に対し答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（遠藤泰子） お答えいたします。

業務等に関しては、特に変更はございません。

身分につきましては、特別職非常勤職員から非公務員となりますが、要綱に基づく委員として今までどおり市長からの委嘱とします。

それから、報酬につきましては、年額 2 万 5,500 円、今まで支払っていましたが、金額を変えずに報償費、謝金として予算計上したいと考えております。

それから、災害補償につきましては、今まで公務災害の対象でありましたが、対象外となるため、一般の傷害保険、賠償保険を予算計上したいと考えております。

以上でございます。

○委員長（伊藤 保） 島田和雄委員。

○委員（島田和雄） そうしますと、今までと変わらないといった形の中でやっていただける、市としては対応していただけるということでよろしいでしょうか。

そういった中で交通安全指導員の位置づけといいますか、これまでは条例できちんと対応していただいたといった中で、それが外されたということで、ちょっと指導員の皆さんの中にも、その位置づけに対するちょっとした、消防団というのがもう一つありますけれども、この消防団、それからこの交通安全指導員ですか、これは旭市にとりましても、さまざまな行事をいろいろやっていく中で、いつもお世話になっている大きな 2 つの団体だろうと思います。

やっていることは、内容は違いますが、これは市にとっては欠かせない団体ということで、同等の扱いといいますか、今後におきましても、位置づけは違ってしまいましたが、旭市にとりまして大切な団体ということで、市としても同等の扱い、処遇といいますか、特に処遇ですね。その辺、差がないようにお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○委員長（伊藤 保） 島田和雄委員の質疑に対し答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（遠藤泰子） 交通安全指導員の皆さんには大変お世話になっておりまして、今回は国の地方公務員法の改正ということで、身分が変わるのはいたし方ないとは考えておりますが、処遇につきましては今までどおり考えていきたいと考えております。よろしく願いいたします。

○委員長（伊藤 保） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、議案第 3 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 8 号について補足説明がありましたらお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 議案第8号につきましても、加えての説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤 保） 担当課の説明は終わりました。

議案第8号について質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、議案第8号の質疑を終わります。

続いて、議案第9号について補足説明がありましたらお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 議案第9号につきましても、加えての説明はございませんので、よろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤 保） 担当課の説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、議案第9号の質疑を終わります。

続いて、議案第10号について補足説明がありましたらお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 議案第10号につきましても、加えての説明はございませんので、よろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤 保） 質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、議案第10号の質疑を終わります。

続いて、議案第11号について補足説明がありましたらお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 議案第11号につきましても、加えての説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤 保） 担当課の説明は終わりました。

議案第11号について質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、議案第11号の質疑を終わります。

続いて、議案第12号について補足説明がありましたらお願いいたします。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） 議案第12号につきましては、加えての補足説明はございませんので、よろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤 保） 担当課の説明は終わりました。

議案第12号について質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、議案第12号の質疑を終わります。

続いて、議案第22号について補足説明がありましたらお願いいたします。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） 議案第22号につきましては、本日、用語解説のほうをお配りさせていただきました。ご参考いただければと思います。

それ以外につきましては、加えての補足はございませんので、よろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤 保） 担当課の説明は終わりました。

議案第22号について質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、議案第22号の質疑を終わります。

続いて、議案第25号について補足説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 議案第25号につきまして、改めての説明はございませんので、よろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤 保） 担当課の説明は終わりました。

議案第25号について質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、議案第25号の質疑を終わります。

以上で、付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（伊藤 保） これより、討論を省略して議案の採決をいたします。

議案第1号、令和元年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号、旭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第8号、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号、旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号、旭市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第22号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院第2期中期目標を定めることについて、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

議案第25号、専決処分の承認についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第25号は原案のとおり承認されました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長（伊藤 保） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長（伊藤 保） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告をしてください。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） それでは私より、千葉県災害義援金について報告申し上げます。

1の資料ですね、令和元年千葉県災害義援金のご案内という資料をご覧ください。

千葉県におかれましては、台風15号、19号、そのほか10月25日の大雨までの一連の災害により被災された方々に対しまして、千葉県日本赤十字社共同募金会に寄せられた義援金を配分することといたしました。

資料の中ほどになりますが、配分の金額につきましては、人的被害においては、死亡が30万円、重傷者が15万円、住家被害におきましては、全壊が30万円、半壊が15万円、床上浸水が3万円、一部損壊が1万円となっております。

旭市におきましては、12月10日現在の罹災証明の発行数は、重傷者1名、全壊2世帯、半壊4世帯、一部損壊2,296世帯でありまして、これに基づきまして12月11日に県へ第1回目の配分申請を行ったところです。

義援金の配分の対象となる方々につきましては、これから義援金の申請書を送付しまして、中に入れた返送用封筒によって申請をしていただきまして、それを審査の上、口座振替により配分する予定であります。

なお、広報につきましては、市のホームページと1月1日号の広報あさひにてお知らせする予定であります。

以上です。

○委員長（伊藤 保） 担当課の報告は終わりました。

それでは、ただいまの報告について何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

島田和雄委員。

○委員（島田和雄） この義援金についてですけれども、罹災証明を市が発行したと思うんですけれども、その発行した人に、全員に市から書類というか、申請書が送付されるということですか。

○委員長（伊藤 保） 島田和雄委員の質問に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 対象者につきましては、住家被害につきましては、全壊、半壊、一部損壊ということで、既に罹災証明につきましては発行しているのは今申し上げましたように2,296件で、これらの方々全てに対しまして対象となるということでございます。

その方々に対しまして、こちらから申請書を郵送しまして、返信用封筒も入れてございますので、それで返信していただきまして、それで審査をするということになろうかと思えます。

○委員長（伊藤 保） 島田和雄委員。

○委員（島田和雄） 審査をするんですか。全員に、罹災した人に対して一部損壊ということで、1万円の義援金が出るということではないんですか。その審査というのはどのようなものかちょっとお伺いします。

○委員長（伊藤 保） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 審査という形で、県のほうからそのような文書が来ておりますけれども、基本的には罹災証明ということで、一度そこで確認しておりますので、その方々には配分するということになろうかと思えます。

○委員長（伊藤 保） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 結局、罹災申請しましたね。そして、市から罹災証明ということでそれが出て、ごみの焼却なんかは無料になっているわけなんです、その罹災証明の申請のときに写真を添付してあるわけなんです、その中でこの全壊、半壊ですか、こういうふうにありますけれども、これは現場確認しないで、写真だけで確認するということなのかお尋ねします。

○委員長（伊藤 保） 高橋委員の質問に対し答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（石毛春夫） ただいま罹災証明書の発行の件で、写真添付で申請ということで、現場確認をしないのかということでもあります。

これは財務省から示された指示書がございまして、現場確認をしないと半壊とか判断が困るものについては現場確認に行つて、後日の発行となりますけれども、写真等で判定して一部損壊ということで本人等の了解を得ているものについては、現場確認はしてございませんので、よろしくお願いします。

○委員長（伊藤 保） ほかに質問は。

片桐委員。

○委員（片桐文夫） すみません。この義援金ですか、出るということが決まって、罹災証明をもらっていない住民の人が多々いると思うんですよ。ただ、それも税務課へ行ったら混んでてもらえなかった、面倒くさいとか、写真は撮ってあるんだけど、行くのが面倒くさかったから行っていないよとかいうのはいると思うんですけれども、そういった方が今からそれをやれば1万円もらえるのかといったときには、どうなるんですか。

○委員長（伊藤 保） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） これからの申請に対しても有効です。

以上です。

○委員長（伊藤 保） ほかに質問はありませんか。

宮澤委員。

○委員（宮澤芳雄） では、これ締め切りというか、最終の期限というのはどのくらいになりますか。日時。

○委員長（伊藤 保） 宮澤委員の質問に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 今回は第1回目の配分ということでございまして、その後、申請に応じて順次配分しておりますけれども、11月29日現在で、今県におかれましては21億円ほどあるそうです。これにつきましては、当初12月いっぱい受け付けを終了するということがあったんですけれども、最近変更がございまして、3月31日まで受け付けをするということでございますので、恐らくその配分、今の21億円以上に義援金等集まると思いますので、それについての配分も、その後行われるものかというふうに思っております。

○委員長（伊藤 保） 税務課長。

○税務課長（石毛春夫） あともう1点、罹災証明書の期限ということで出たかと思いますが、罹災証明書の期限については、別に期限を定めてございません。

ただ、証拠となる写真、日付等についてはきっちり明確に把握しないと、現場確認が保存されていませんので、できませんので、証拠の写真だけは保存しておいていただいて、申請は後日ということで、これ決まりはございませんので、いつでも結構です。

○委員長（伊藤 保） 片桐委員。

○委員（片桐文夫） その写真なんですけれども、多分皆さん撮ってあると思うんですけれども、写真に日付は入ってなくても、それはオーケー。個人の申請でこの日になったよと。15号でなったよ、19号でなったよということであれば、オーケーだということでもいいんです。

かね。

○委員長（伊藤 保） 税務課長。

○税務課長（石毛春夫） 写真に日付が入ってないで撮られる方もいると思うんです。これについては個人の申請ということで、その方を信用するしないの信頼関係でございますので、それについては明確に台風何号の日付で、何号だということで明記していただければ結構だと思います。

○委員長（伊藤 保） ほかに質問はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、所管事項の報告を終わります。

陳情の審査

○委員長（伊藤 保） 次に、陳情の審査を行います。

総務課以外は、退室してください。

ここで11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時 0分

再開 午前11時15分

○委員長（伊藤 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

去る12月6日の本会議におきまして、本委員会に付託されました陳情は、陳情第5号、「日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書」の採択を求める陳情の1件であります。

それでは、担当課より参考意見がありましたらお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） それでは、「日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書」の採択を求める陳情について、参考意見ということで申し上げます。

旭市は核兵器の廃絶と恒久平和の実現に寄与することを目的に、広島市、長崎市が中心と

なり設立された平和首長会議の取り組みに賛同し、この会議に加盟しております。

核兵器のない世界を目指して、日本で結成された平和首長会議は、世界163の国・地域から7,800を超える自治体が加盟し、千葉県では54市町村の全てが加盟している状況であります。

一方で、国におきましては、核兵器のない世界の実現に向けた核軍縮・不拡散への取り組みを進める中で、平成28年10月28日に国連で採択された核兵器禁止条約に向けた交渉を2017年に開始するよう求めた決議案については、反対の立場を示しております。

その理由につきまして、同年11月8日の国会で答弁しておりますので、その概要を申し上げます。

核軍縮に関する日本政府の基本的な立場は、核兵器のない世界の実現のためには、核兵器国と非核兵器国との間の協力による現実的かつ実践的な措置を積み重ねていくことが不可欠であるということであり、北朝鮮の核・弾道ミサイル開発が日本の安全に対する重大かつ差し迫った脅威となっている中で、この決議案は日本の基本的立場に合致せず、また核兵器国と非核兵器国との間の対立を一層助長し、亀裂を深めるものであるとの理由から、慎重に検討を重ねた結果であるとして、反対の立場を示しております。

以上が執行部からの陳情に対する参考意見でございます。

○委員長（伊藤 保） ありがとうございます。

ただいま担当課から参考意見がございましたが、何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、ここで執行部は退室してください。

大変ご苦労さまでした。

しばらく休憩いたしますので、そのまま自席でお待ちください。

休憩 午前11時18分

再開 午前11時18分

○委員長（伊藤 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き陳情の審査を行います。

陳情第5号についてご意見がありましたらお願いいたします。

米本委員。

○委員（米本弥一郎） この条約は、核兵器の非人道性に関する議論を主導してきたメキシコ、オーストラリアといった国や市民社会の取り組みを踏まえ、国連で2017年7月に採択されました。日本は唯一の戦争被爆国であり、私たち国民は条約が目指す核兵器廃絶という目標を共有しています。

しかしながら一方で、参考意見にもあったように、日本の近隣国の核・ミサイル開発は、日本及び国際社会の平和と安定に対する脅威です。近隣国のように核兵器の使用をほのめかす国には、通常兵器だけでは抑止が困難であるため、日米同盟のもとで核兵器国である米国の抑止力を維持することが必要です。

核軍縮では、人道と安全保障の観点が重要ですが、この条約では安全保障の観点が欠けています。核兵器を直ちに違法化する条約に参加すれば、米国による核抑止力の正当性を失い、日本国民の生命・財産を危険にさらすことになります。

また、この条約は核兵器を保有する米国、ロシア、イギリス、フランス、中国のみならず、日本と同様に核の脅威にさらされている非核兵器国からも支持を得られておらず、核軍縮に取り組む国際社会に対立をもたらすことになります。

我が国は地道に現実的な核軍縮を進めるために、核兵器保有国やこの条約を支持する国を含む国際社会での橋渡し役を務め、現実的な取り組みに努めることが必要と考えます。

したがって、この陳情は不採択とすべきと考えます。

以上です。

○委員長（伊藤 保） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、陳情の審査を終わります。

陳情の採決

○委員長（伊藤 保） 次に、討論を省略して採決をいたします。

陳情第5号、「日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書」の採択を求める陳情について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（伊藤 保） 賛成少数。

よって、陳情第5号は不採択と決しました。

以上で、本委員会に付託されました陳情の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長（伊藤 保） ご異議ないようですので、委員長報告は一任とさせていただきます。

以上で、審査は全部終了いたしました。

○委員長（伊藤 保） これにて本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前11時22分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会総務常任委員会委員長 伊 藤 保